

事 務 連 絡

令和 6 年 1 0 月 1 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課

都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局)

国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部)

都 道 府 県 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 部 (局)

後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)

御 中

厚 生 労 働 省 保 険 局 医 療 課

「 はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに

関する疑義解釈資料の送付について」の一部訂正について

令和 6 年 9 月 11 日 付 け 事 務 連 絡 「 はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」について、別紙のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

別添 1

鍼灸に係る療養費関係

(問9) 「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等が突発的に発生した」とは、どのような場合を指すのか。

(答) 通所により施術を受けていた患者が、突発的な事由により、独歩による公共交通機関を使用した施術所への通所が困難な状況が生じた場合である。

この場合の療養費支給申請書には、施術者に施術内容と併せて突発的に発生した往療を行った日(往療として を記入)及び当該往療を必要とした理由の記入を受ける他、「摘要」欄に連携した医師の氏名、保険医療機関名及び連携した日等の記入を受ける取扱いとすること。なお、「摘要」欄への必要事項の記載がない場合には返戻の対象となり、保険者の審査により返戻となることがあるので留意すること。(留意事項通知別添1第7章の1、第7章の6)

別添 2

マッサージに係る療養費関係

(問9) 「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等が突発的に発生した」とは、どのような場合を指すのか。

(答) 通所により施術を受けていた患者が、突発的な事由により、独歩による公共交通機関を使用した施術所への通所が困難な状況が生じた場合である。

この場合の療養費支給申請書には、施術者に施術内容と併せて突発的に発生した往療を行った日(往療として を記入)及び当該往療を必要とした理由の記入を受ける他、「摘要」欄に連携した医師の氏名、保険医療機関名及び連携した日等の記入を受け

る取扱いとすること。なお、「摘要」欄への必要事項の記載がない場合には返戻の対象となり、保険者の審査により返戻となることがあるので留意すること。（留意事項通知別添2第6章の1、第6章の7）

（問20） 令和6年10月1日から変更される療養費支給申請書の様式において、「傷病名、発症又は負傷の原因及びその経過」の欄は、どのように記入するのか。

（答） 同意書（又は診断書）に記載されたもの以外で、医師、患者への聴き取り等により傷病名、発症又は負傷の原因及びその経過を分かる範囲で記載されたい。なお、記入欄に傷病名及び症状をすべて記載できない場合には、「摘要」欄を活用すること。（留意事項通知別添2第9章の1、別紙4）

以上